

一般質問発言通告書

令和4年2月7日
午時分受付
(通告書 枚)No.1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和4年2月7日

つくば市議会議長 小久保 貴史 様

つくば市議会議員 小森谷 さやか

質問事項	要 旨	答 弁 者
1 不登校児童生徒への支援の取組、在り方について	<p>不登校児童生徒学習支援事業の取組の現状と今後の支援の在り方について、以下伺います。</p> <p>(1) 民間連携について</p> <p>ア 協働実証事業「むすびつくば」の検証方法及びその総括</p> <p>イ その他の市内の民間フリースクール等との連携</p> <p>(2) 市の取組について</p> <p>ア つくしの広場の人員体制、運営費、オンラインでの支援体制について</p> <p>イ 校内フリースクールのモデル事業の計画の概要</p> <p>(3) 相談体制について</p> <p>ア 学校における相談窓口の明確化</p> <p>イ 教育相談センターの人員体制、運営費</p> <p>(4) (1) から (3) における支援体制を評価する第三者による会議体が必要と考えるが、市の見解を伺います。</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>
2 教育委員会について	<p>教育行政の中立性を確保するため、教育委員会には首長から独立した権限が付与されています。教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」によりその基本が定められています。以下、伺います。</p> <p>(1) 教育委員会と教育長の職務権限について</p> <p>(2) レイマンコントロールについて</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。